

○経済産業告示第百三十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年六月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

示
液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示の一部を改正する告示

液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(保安確保機器の期限管理)

第五条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由によ

り前項で規定する保安確保機器を設置することが困難であると

きは、規則第四十六条第一号二の告示で定めるものは、経済産

業大臣が当該事由を勘案して定める期間を経過していない保安

確保機器とする。

(保安確保機器の期限管理)

第五条 〔略〕

〔新設〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。